

第 4 回審議会後のプランのトピック等内容変更点について

第 4 回審議会とコメントシートでのご意見やご提案を踏まえ、以下のとおりプランの内容を変更しました。

場所・頁	主な変更点
<p>目標 1 P, 21～</p>	<p>①ジェンダー平等や多様な性について、「気をつけたいこと・ことば」の項目を追加 (p. 22, 25) ②施策や事業に合わせ、デュオよこすか (デュオルーム) の案内の位置を目標 4 から移動 (p. 23) ③パートナーシップ宣誓証明制度とよこすか LGBTs 相談の説明をシンプルに変更 (p. 26) ④「ジェンダー視点に立った防災」 (p. 27) ・題名を「多様な視点に立った防災」に変更し、前半で“男女”に関する説明、後半で性的マイノリティに関する説明に変更 ・非常時のみならず、平時からもジェンダー平等は大事であることを追記 ・避難所等での性暴力の危険性について追記 ・多様な性の項目が、トランスジェンダーの内容に偏っていたため、同性パートナーの「多様な家族の在り方」を追記 (p. 28)</p>
<p>目標 2 P, 29～</p>	<p>①施策の方向性の順番に合わせて並び替え ②女性管理職 (課長級以上) 割合について、神奈川県内の順位 (最下位) について追記 (p. 32) ③「女性活躍や女性管理職の女性割合向上は、女性だけ優遇の逆差別にならない？」の項目を追加 (p. 33) ④健康経営について、性別に関わらない全体の内容、続いて、ジェンダー視点に立った女性の内容の説明、に変更 (p. 34, 35) ⑤男性の育児休業取得促進の説明文を、背景も交える内容に変更 (p. 36) ⑥保育所等利用待機児童数の推移と、介護に関する解説を追加。 (p. 37, 38)</p>
<p>目標 3 P, 39～</p>	<p>①プレコンセプションケアの説明文について、「妊娠の計画の有無や性別にかかわらず」に変更し、例を追記 (p. 41)</p>
<p>目標 4 P, 42～</p>	<p>①施策や事業に合わせ、デュオよこすかの内容を女性のための相談室のみに変更 (p. 43) ②「コロナ禍」→「コロナ下」に修正 (p. 44) 内閣府の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の研究会の名称と、男女共同参画白書の記載に合わせて修正</p>

場所・頁	主な変更点
<p>目標 5 P, 45～</p>	<p>①「女性のみならず、誰もが被害者になりうる」との表記に統一（p. 46, 48） ②「相談窓口にご相談ください。」に「〇〇に」を追記（p. 47, 48, 50） ③デートDVの説明文で「恋人など交際相手（または元交際相手）」を「カップル間（元カップル間）での」に変更（p. 47） ④ハラスメントの項目で、パワハラに対応が義務化された旨の説明を追記（p. 48） ⑤厚生労働省「あかるい職場応援団」のホームページの挿絵を一部引用（p. 49） ⑥パタハラ（p. 49）、SOGIハラ（p. 50）の説明を追記</p>
<p>国内外の動き P, 58～</p>	<p>①多様な性の内容について、世界・国の動きを追記（p. 58～） ・1990年（世界）世界保健機関（WHO）の『疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）』から同性愛の項目を削除し、あわせて「同性愛は治療の対象にはならない」と付記 ・2001年（世界）オランダで、世界で初めて同性結婚が合法化 ・2004年（国）「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（GID特例法）施行 ・2014年（世界）国際オリンピック委員会でオリンピック憲章を改定し、性的指向を理由とする差別禁止を盛り込 ・2015年（国）文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知発出 ・2017年（国）男女雇用機会均等法に基づく改正セクハラ指針施行。被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクハラが対象となることを明記 ・2020年（国）改正「労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行。パワハラ防止指針にSOGIハラ、アウティングを明記 ②1997年「男女雇用機会均等法」改訂を追記（p. 58）</p>
<p>用語解説 P, 61～</p>	<p>①「JKビジネス」について、「性的サービスを提供する接客業のこと」に修正（p. 61） ②「デートDV」に、「身体的暴力、精神的暴力、行動の制限、性的暴力、経済的暴力が含まれる。」を追記（p. 63）</p>
<p>相談窓口一覧 P, 64～</p>	<p>①施策や事業に合わせ、順番を変更 ②オンラインでの相談窓口を追記 ③ヤングケアラーの相談窓口を追記（p. 67） ④デートDVに関する相談窓口を追記（p. 67） ⑤多言語による暴力相談窓口について、対象が女性のみではないため、項目立てするよう変更（p. 68） ⑥性犯罪・性暴力に関する相談窓口を追記（p. 68）</p>

その他、誤字や体裁等の修正を行いました。